

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱

制定 令和8年3月25日区長決定 要綱第39号

(目的)

第1条 この要綱は、連携自治体が実施する地域課題の解決のための事業に対する区内事業者の参画を支援することにより、当該課題の解決および区内事業者の新規事業の創出ならびに双方の継続的な連携と人的交流を構築し、地域活性化につなげることを（以下「本事業」という。）を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内事業者 区内に所在する民間企業、団体等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがある団体等をいう。）をいう。
- (2) 連携自治体 これまでに区と連携して事業等を実施したことがある地方公共団体のうち、区長室長が別に定める自治体をいう。
- (3) ワーケーション 連携自治体に滞在し、連携自治体が企画した体験プログラムに参加しながら、テレワーク、余暇活動等に取り組む働き方のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、ワーケーションを実施する区内事業者とする。ただし、本事業に参加したことのある区内事業者にあつては、当該区内事業者が過去にワーケーションを実施した連携自治体と異なる連携自治体をワーケーションの実施先として選択した場合に限り対象者とする。

(補助対象事業)

第4条 区長は、第1条の目的を達成するため、1泊以上のワーケーションを補助対象事業とし、当該補助対象事業の実施において、必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象事業に係る滞在に要する宿泊費（食事付プランを含み、消費税相当額を除く。）
 - (2) 補助対象事業に係る区内事業者から連携自治体までの間および連携自治体内の移動に要する交通費（消費税相当額を除く。）
- 2 補助対象事業のうち補助対象経費に係る部分については、当該年度の1月15日までに完了するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、宿泊施設に支払った1人分の宿泊費（1泊当たり10,000円を上限とする。）および1人分の交通費の合計額（1人当たり50,000円を上限とする。）とし、1事業者当たり200,000円を上限額として、予算の範囲内において交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、区内事業者が、同一のワーケーション事業に対し、区以外の者からの補助金等の交付を受けており、補助金等の交付額の合計額が補助対

象事業全体に要する費用を上回る場合については、200,000円から当該上回る額を控除して得た額をもって補助金の額とする。

(参加の申込み)

第7条 本事業に参加しようとする区内事業者（以下「申込者」という。）は、別に定める期間内に、品川区連携自治体ワーケーション促進事業参加申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 区内事業者であることを証明する書類の写し

(2) 区内事業者の概要が分かる書類

2 区長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、申込者を参加させることを決定したときは品川区連携自治体ワーケーション促進事業参加決定通知書（第2号様式）、参加させないことを決定したときは品川区連携自治体ワーケーション促進事業不参加決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 区長は、申込み多数の場合には、抽選により参加する区内事業者を決定する。

4 前項の規定による決定に当たっては、初めて本事業への参加の申込みをした事業者を優先して決定するものとする。

(参加の辞退)

第8条 申込者は、本事業の参加を辞退しようとするときは、品川区連携自治体ワーケーション促進事業参加辞退届（第4号様式）に参加を辞退する理由を記載の上、区長に届け出なければならない。

(参加の申込みの変更)

第9条 第7条第2項の規定により参加の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ品川区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認申請書（第5号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて区長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請に当たり、必要な条件を付することができるものとし、品川区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認（不承認）通知書（第6号様式）により、前項の規定による申請をした申込者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 第7条第2項の規定により参加の決定を受け、補助金の交付を受けようとする区内事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 区内事業者であることを証明する書類の写し

(3) 区内事業者の概要が分かる書類

(4) ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書

(5) 前号に規定する参加者名簿に記載の者が区内事業者に属する者であることを証明する書類

(6) その他区長が必要と認める書類

- 2 添付書類のうち、前項第2号および第3号の書類については第7条第1項の規定において提出したものと変更のない場合、前項第5号の書類については同項第2号の書類により確認できる場合は、提出を省略することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定通知書(第8号様式)または品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金不交付決定通知書(第9号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付の申請の取消し)

第12条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に取下げの理由を記した書面を提出することにより、第10条の規定による申請を取り消すことができる。

(交付の申請の変更)

第13条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認申請書(第10号様式)に変更内容が確認できる書類を添えて区長に申請し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとし、品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認(不承認)通知書(第11号様式)により、前項の規定による申請をした交付決定者に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 交付決定者は、区長が補助対象事業の適正な遂行を期するため補助対象事業の進捗状況に係る報告または帳簿等の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助対象事業が完了した場合において、次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月22日(当該日が閉庁日に当たるときは、当該閉庁日の直後の開庁日)までに品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金実績報告書(第12号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) ワーケーション参加報告書
- (2) ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (4) 事業成果等の体験談を発信したことがわかる画面等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区連携自治体ワー

ケーション促進事業補助金額確定通知書（第 13 号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第 17 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該年度の 1 月 29 日（当該日が閉庁日に当たるときは、当該閉庁日の直後の開庁日）までに品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付請求書（第 14 号様式）により区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 18 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令または交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 交付決定者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が品川区暴力団排除条例（平成 24 年品川区条例第 34 号）第 2 条に規定する暴力団員または暴力団関係者に該当すると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項の規定は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

3 区長は、第 1 項の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、速やかに品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金の取扱いについては、品川区補助金等交付規則（昭和 39 年品川区規則第 4 号）の定めるところによる。

（関係書類の整理保存）

第 20 条 交付決定者は、補助対象事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を当該補助対象事業が完了した日（当該補助対象事業の中止または廃止の承認を得た場合にあっては、その承認を得た日）の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 事業者の名称 _____

事業者の所在地 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

品川区連携自治体ワーケーション促進事業参加申込書

品川区連携自治体ワーケーション促進事業の参加について、品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 参加者数

2 ワーケーションの実施先(自治体)

3 ワーケーション先を選択した理由

4 ワーケーションの実施により自治体でマッチングできること

5 添付書類

- (1) 区内事業者であることを証明する書類の写し
- (2) 区内事業者の概要が分かる書類

6 留意事項

- (1) 参加申込書は、選択したワーケーション先に提供します。
- (2) 参加決定後に参加者数を増やすことは原則できませんので御注意ください。
- (3) 2回目以降の参加の場合、過去に参加した自治体を選択することはできません。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業参加決定通知書

年 月 日付で申込みのあった品川区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり参加を決定したので通知します。

記

1 ワーケーションの実施先(自治体)

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業不参加決定通知書

年 月 日付で申込みのあった品川区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記の理由により参加を不決定としたので通知します。

記

理由：

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請者 事業者の所在地 _____

事業者の名称 _____

代表者氏名 _____

品川区連携自治体ワーケーション促進事業参加辞退届

年 月 日付 第 号 で参加決定のあった品川区連携自治体ワーケーション促進事業について、品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づく参加を辞退するため、ここに届け出ます。

記

1 参加辞退理由

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請者 事業者の所在地 _____

事業者の名称 _____

代表者氏名 _____

品川区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号 で参加申込をした品川区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり変更をしたいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請があった品川区連携自治体ワーケーション促進事業の変更に
ついて、下記のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

（承認・不承認）の内容：

年 月 日

品川区長 へ

申請者 事業者の所在地 _____

事業者の名称 _____

代表者氏名 _____

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請書

年 月 日付 第 号 で参加決定のあった品川区連携自治体ワーケーション促進事業の補助金交付について、品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

（※交付申請額は1,000 円未満切捨て）

2 添付書類

（1）事業計画書

（2）区内事業者であることを証明する書類の写し

（3）区内事業者の概要が分かる書類

（4）ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書

（5）（4）の参加者名簿に記載の者が区内事業者に属するであることを証明する
書類

注1 添付書類のうち、（2）および（3）の書類については、参加申込時に提出したものと申請時以降変更のない場合は省略できるものとします。

注2 （5）の書類については、（2）の書類により確認できる場合は、提出を省略することができるものとします。

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助事業の内容

年 月 日付品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請書に記載のとおりとします。

3 補助金交付条件

（1）ワーケーション実施後に、体験談を自社のホームページ等により発信してください。また、区がホームページで発信する際には、区の指定に基づき体験談の提供等をしてください。

（2）ワーケーション実施後の連携自治体および現地事業者との連携状況について、区の連携等取組状況の調査に協力してください。

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金の
交付について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付の理由：

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 事業者の所在地

事業者の名称

代表者氏名

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けた品川区連携自治体ワーケーション
促進事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金の
変更承認について、下記のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

1 （承認・不承認）の内容

2 補助金交付決定額（変更後） _____円

3 その他

変更の承認に伴い、既に交付した補助金に過払いが生じることとなった場合は、過払
金については、区長の指示に従い返還してください。

年 月 日

品川区長 へ

申請者 事業者の所在地

事業者の名称

代表者氏名

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号 により品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 _____円

2 添付書類

- (1) ワーケーション参加報告書
- (2) ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (4) 事業成果等の体験談を発信したことがわかる画面等の写し

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった品川区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

- 1 補助金の種別 品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金
- 2 訪問先自治体
- 3 補助金確定額
 - (1) 交付決定額 _____ 円
 - (2) 確定額 _____ 円

第14号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 事業者の所在地

事業者の名称

代表者氏名

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号 で補助金の額の確定の通知を受けた品川区連携自治体
ワーケーション促進事業について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求金額 _____ 円

上記の請求金額を以下の口座に振り込んでください。

金融機関名	〇〇銀行
支店名	〇〇支店
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
口座番号	XXXXXXX
口座名義	

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった品川区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり交付決定を取り消したので、通知します。

記

1 交付決定の取消しの内容および理由

2 補助金交付決定取消額 _____円

3 その他

交付決定の取消しに伴い、既に交付した補助金に過払いが生じることとなった場合は、過払金については、区長の指示に従い返還してください。